

8. 国際協力研究科

(1) 理念・目的

a. 理念・目的とそれに伴う人材養成等の適切性

〔現状の説明〕

急速に進行しつつあるグローバル化とボーダーレス化を前提に、世界の諸地域において発生する複雑な、新しい種々の国家的ないし国際的問題に、政治、経済、法律、安全保障、文化、言語、環境、保健および医学の分野を包括した広い視野から対処し、もって国際協力の分野において貢献することのできる人材養成を目的としている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

上述した「理念・目的」を達成する上で、わが国の高等教育・研究機関の取り組みは極めて遅れている。本研究科は、そうしたわが国高等教育の現実を直視し、社会的・学術的要請に応える目的から、国際開発にかかわるわが国の中心的な研究・教育機関として、また国家機関、地方自治体、民間企業、並びに開発途上国の諸機関で活躍する有為な専門家、実務家、研究者を育成するために、平成5年4月修士課程が開設され、平成7年3月同課程の完成を経て、同年4月博士後期課程が開設された。それに伴い、修士課程は博士前期課程に改称された。

本研究科の設置目的は、具体的には次のような人材の育成である。

- 1) 国家機関・地方自治体などにおいて、開発途上国の自立的・持続的発展の支援（諸施策の企画、推進、指導など）に当たる人材の育成。
- 2) 企業において、国際化戦略や海外事業戦略の立案・推進、現地企業の経営に当たる人材の育成。
- 3) 急激かつ複雑に変化する国際情勢に関し、高度の分析力・洞察力などを有する専門家の育成。
- 4) 開発途上国の政府・企業などの諸機関の一員として、その発展に寄与する諸施策の立案・推進に当たる人材の育成。

〔将来への改善・改革への方策〕

本学は医学部創設以来、同大学院医学研究科、保健学部、同大学院保健学研究科、看護専門学校、社会科学部、外国語学部を逐次増設してきた。これら4学部1専門学校の間では、有機的統合が推進されている。そのなかで本研究科は、基礎となる単独の学部を持たず、本学の4学部、すなわち社会科学部・外国語学部を主体として、保健学部および医学部の一部の教員が参加する学際的性格を有する研究科であり、今後のわが国における大学・大学院の教育、研究の進む一つの方向を示すものである。本研究科は平成13年4月より三鷹キャンパスにおいても開講することにより、遠くない将来さらに多数の医学部スタッフの参加を計画している。

(2) 学生の受け入れ

a. 学生募集の方法、入学者選抜方法の位置づけとその適切性

〔現状の説明〕

① 学生募集の方法

創設当時次のような組織や機会を活用してPRに努めた。

- 1) 「国際開発専攻・修士課程（開発学）」と題するPR用小冊子を作成し、企業約80社の人材開発部門へ送付した。
- 2) 国際開発専攻は、海外青年協力隊、防衛庁、(財)国際開発高等教育機構などに、国際文化交流専攻は国際協力事業団、凡人社、国際交流基金、日本語学会などに、関係教授自ら入試要項を持参して本研究科の趣旨を説明し、学生の確保に努めた。
- 3) 新聞や週刊誌に広告を掲載した。

その後は特別の広報活動を行っていないが、志願者数・入学者数はほぼ一定数を維持している。

② 入学者選抜方法

「博士前期課程」の入学定員は各セメスターとも国際開発専攻20名、国際文化交流専攻10名の合計30名である。

これまでの入学者数の推移と、一般学生、留学生、社会人の内訳は別表1の通りである。

別表1 博士前期（修士）課程入学者数推移

| | | 93年春 | 93年秋 | 94年春 | 94年秋 | 95年春 | 95年秋 | 96年春 | 96年秋 | 97年春 | 97年秋 | 98年春 | 98年秋 | 99年春 | 99年秋 | 00年春 | 00年秋 | 01年春 |
|----------|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 国際 開発 | 一般 | 1 | 1 | 11 | 0 | 9 | 1 | 7 | 2 | 4 | 2 | 7 | 1 | 11 | 1 | 8 | 2 | 10 |
| | 留学生 | 1 | 2 | 5 | 1 | 4 | 2 | 3 | 0 | 5 | 1 | 2 | 0 | 1 | 3 | 4 | 4 | 6 |
| | 社会人 | 6 | 5 | 4 | 7 | 10 | 0 | 5 | 4 | 6 | 1 | 7 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 7 |
| | 計 | 8 | 8 | 20 | 8 | 23 | 3 | 15 | 6 | 15 | 4 | 16 | 4 | 15 | 6 | 15 | 8 | 23 |
| 文化 交流 | 一般 | 5 | 0 | 8 | 1 | 8 | 2 | 8 | 2 | 6 | 1 | 5 | 0 | 8 | 1 | 15 | 0 | 7 |
| | 留学生 | 4 | 1 | 5 | 0 | 6 | 0 | 7 | 0 | 3 | 1 | 8 | 3 | 9 | 2 | 11 | 2 | 9 |
| | 社会人 | 11 | 8 | 7 | 4 | 10 | 5 | 8 | 6 | 8 | 0 | 5 | 2 | 5 | 1 | 5 | 5 | 2 |
| | 再入学 | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | |
| | 計 | 20 | 9 | 20 | 5 | 24 | 7 | 23 | 8 | 17 | 2 | 18 | 5 | 22 | 5 | 31 | 7 | 18 |
| 両専攻計 | | 28 | 17 | 40 | 13 | 47 | 10 | 38 | 14 | 32 | 6 | 34 | 9 | 37 | 11 | 46 | 15 | 41 |

博士前期課程の入学資格は、1) 大学の卒業生、またはこれと同等の学力を有する者、2) 原則として大学卒業後実務経験2年以上を有する者で、いずれの場合も、出身学部・専攻は問わない。選考は次のように実施している。

試験は一般（学部卒業生・卒業予定者）、留学生、社会人に分けて、セメスター毎に実施している。試験科目は、下記の通りである。

- 1) 一般選考 : 外国語（英語）、専門科目の試験並びに面接。
- 2) 留学生選考 : 外国語（日本語）、専門科目の試験並びに面接。
- 3) 社会人特別選考 : 小論文並びに面接。

面接を重視し、志願の際に提出した研究計画書に基づいて面接を行ない、指導教授を決定する重要な資料にしている。

「博士後期課程」の入学定員は各 Semester とも一般、留学生、社会人とも各 2 名の合計 6 名である。

入学資格は修士の資格を有する者で、入学者数、およびその内訳は別表 2 の通りである。

別表 2 博士後期（博士）課程入学者数推移

| | 95年春 | 95年秋 | 96年春 | 96年秋 | 97年春 | 97年秋 | 98年春 | 98年秋 | 99年春 | 99年秋 | 00年春 | 00年秋 | 01年春 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 一般 | 3 | 1 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 |
| 留学生 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 3 | 2 | 0 | 1 | 5 | 1 | 3 |
| 社会人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 4 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 5 | 5 | 3 | 3 | 6 | 2 | 6 |

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これまでのわが国における現存する大学院のなかではユニークな研究科であるが、通学条件に恵まれていないところから、創設当初学生の応募数、入学者数の確保の面で不安があった。しかしながら発足当初より一定数の学生が志願・入学し、以後他大学における同趣旨の大学院の設立が増えているにも関わらず、大学院設置基準第14条特例措置に基づく学生数十分に確保されている。その理由として、実務経験および海外での調査、研究の経験のある教育・研究スタッフのユニークさとそれと緊密に関連している教育・研究内容の水準の高さがあげられる。

この数年来、積極的で意欲のある入学志願者のなかには、入学案内だけでは満足せず、本研究科の内容について、詳細にわたる情報提供を希望する者が毎年数人いる。このため教務委員長が応対して、必要に応じて希望する教授あるいは研究テーマに関連する教員を紹介している。なかには遠方より来校する志願者がおり、このような地道な対応は大切である。

主として社会人を受け入れのための次のような諸措置を採用していることも、人気の理由にあげられる。

1) Semester 制と昼夜間開講制の併用

社会人、留学生の入学を容易にするために、春と秋の Semester 制を採用している。また昼夜間開講により、夜間通学を可能にしている。二つの制度の併用により、春 Semester で昼間開講した科目を秋 Semester では夜間開講し、同一課目の授業を各 Semester で昼間と夜間に交互で実施している。

2) 短期修了

大学院設置基準第16条ならびに第17条に基づき、博士前期課程ならびに博士後期課程の成績優秀者は最短、第2 Semester 次で在学期間修了することができる。それには指導教授の推薦により、予備審査委員会の審査を経た上で研究委員会の審議・決定を必要とする。平成13年3月に、博士前期課程で初めてこの制度の適用による第3 Semester 次修了者が生まれた。予備審査委員会のメンバーは該当する学生の教育・研究に直接関与していない教員から組織されており、公平を期している。

3) リサーチ・ペーパーによる修了

大学院設置基準第16条第2項に基づき、主として社会人に対して従来の修士論文でなくとも、リサーチ・ペーパーで修士論文に代替する方式を採用しており、すでに多数のリサーチ・ペーパーによる修士が誕生している。

別表3が示すように、社会人はさまざまな職域の人材であるが、このなかにはJICAの海外青年協力隊員として開発途上国で、国際援助・協力活動に参加し、さらに今後の自身の成長のために視野を広げ、併せて理論研究を積み重ねたいと希望する者、これから参加を希望するために必要な知識・理論を学ぶことを目的とする社会人、学部時代に参加して、さらにこの分野で活躍することを希望する学部卒業生も多数いる。最近では常時経験者が複数在学しているので、体験交換の場ともなりつつある。

別表3 社会人勤務先一覧（1993.4入学者～2000.10入学者）

| | | |
|-------------|---|-----|
| 海外青年協力隊員 | ギニア共和国、トンガ、中国、ネパール、タイ、モンゴル、ジンバブエ、バングラディッシュ等々 | |
| 国際交流基金 | フィリピン、韓国、中国、ドイツ、米国、バングラディッシュ等々 | |
| 自衛隊員（海・空・陸） | | 8名 |
| 日本語教師 | | 12名 |
| 大学教員 | | 4名 |
| 教員（小・中・高） | | 13名 |
| 病院看護職員 | | 3名 |
| 公務員 | 市役所、裁判所、議員事務等々 | 5名 |
| 大使館 | | |
| 旅行会社 | JTB | |
| 大学事務員 | | |
| 建設会社 | 海外派遣（台湾） | |
| その他 | (株)国際水産技術 (財)日本国際協力センター 国際感染研究所 教育委員会 会計事務所他 | |

国際文化交流専攻では、日本語教員の再教育、資格取得などにおいて成果があがっており、同専攻修了者は、海外の大学や日本文化センターの日本語教育で活躍している。

また近年、中学・高校の教員が自己啓発、専修免許取得を目的に、あるいは国際化に備えて国際的視野を広げたいとの問題意識から、入学するようになってきている。教育職員養成審議会の「修士課程を積極的に活用した教員養成の在り方について」（平成10年10月）の答申を先取りした教員が、本研究科には少人数ではあるが在学している。

また保健・医学関係の機関に従事している者の入学が増えている。少人数ではあるが、病院看護職員がおり、今後増加して行くことが考えられる。社会科学系の研究科のなかに医療・保健関係部門が設置されていることが、他の研究科にはない本研究科の特徴であり、それが広く理解され、評価されてきている証左である。

開設当初から自衛官を受け入れており、これまでに陸上・海上・航空の3自衛隊より各3人の若手幹部が本研究科に派遣されている。カンボジアでPKO活動に参加した隊員がおり、近くゴラン高原でのPKO活動に再び参加する予定である。修士取得後、総理府内閣官房安全保障室でPKO活動に従事した者（その間ゴラン高原でのPKO活動に参加）、防衛庁で日中防衛交流事業に従事する者、外務省安全保障課に出向する者、米国フレッチャー・スクールで国際法研究のために留学する者などがおり、防衛庁・自衛隊側でも本研究科での教育・研究を十分に配慮して、修了後はそれを生かした人事配置を行なっている。本研究科の教育が十分に活用されていると評価できる。

留学生数およびその出身は、別表4の通りアジア地域が主体である。特に中国からは内蒙古自治区、新疆ウイグル自治区、イ族などの少数民族の留学生が在籍するのは一つの

特色といえる。イ族の留学生は、中国の民族政策から創設された北京民族学院の教員である。

協定校からの交換留学生として、パジャジャラン大学（インドネシア、日本語教授法・教材の研究）およびハノイ国立大学（ベトナム、日本文化の研究）から各1名を受け入れている。期間はいずれも平成12年9月～13年7月である。

別表4 出身国別留学生数

| 国 籍 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 |
|--------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 韓国 | 3 (2) | 6 (5) | 9 (6) | 12 (8) | 12 (9) | 14 (11) |
| 中国 | 15 (4) | 13 (1) | 13 (3) | 12 (2) | 13 (3) | 20 (4) |
| 台湾 | 5 (2) | 4 (2) | 5 (1) | 10 (4) | 8 (5) | 11 (8) |
| マレーシア | () | () | () | () | 1 (0) | 1 (0) |
| タイ | 2 (2) | 1 (1) | 1 (1) | 4 (4) | 5 (5) | 1 (1) |
| トルコ | () | 1 (0) |
| カナダ | () | () | () | () | 1 (1) | 1 (1) |
| インドネシア | 1 (1) | () | () | () | () | () |
| 計 | 26 (11) | 25 (9) | 29 (11) | 39 (18) | 41 (23) | 49 (25) |

※ () は女子数。

〔将来への改善・改革に向けた方策〕

本研究科の将来における発展を考慮する場合、社会人の幅広い受け入れが前提となる。本研究科の最大の障害は交通の便にあるところから、平成13年4月より三鷹キャンパスにおいて、主として社会人を対象とした夜間・土曜日開講を実施している。今後医学部スタッフの協力を得て、さらに充実した教科を配置するのが課題である。

開設時点では志願者、入学者数に関して大きな不安があったので、学業水準に達しない学生の入学を許可することもないわけではなかったが、ほぼ一定の学主数が確保できている現在、入学条件を厳しくしてもよい段階に達している。特に社会人を広く受け入れるとの立場から、社会人には入学試験に専門科目および外国語を免除している。さらに学歴、職歴、年齢などの違いから、専門科目および外国語能力にバラツキがあり、授業がやりにくいとの意見がある。社会人にも専門科目および外国語の試験を課すべきか、否か、十分に検討すべき問題である。

b. 学生収容定数に対する在籍学生数の比率とその適切性

〔現状の説明〕

博士前期課程（国際開発専攻、国際文化交流専攻）の入学定員60名（収容定員120名）に対し、在籍数は128名である。博士後期課程（開発問題専攻）は、入学定員12名（収容定員36名）に対し、在籍数30名である（表8）。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

博士前期課程では、1.1倍、博士後期課程では、0.8倍の比率である。在籍者数は、開学当初より大きな変動はなく、ほぼ標準的な数になっていると考えられる。それゆえ各講座においても、若干の異同はあるものの受講者数は適切なものと判断される。社会人学生の場合、時間の制限があるため、修了にかかる時間が一セメスター程度のびる場合があるが、入学時からの了解事項となっているので問題は生じていない。修了延長の社会人学生の場合、授業料の減免が検討されている。

〔将来への改善・改革への方策〕

博士後期課程は、学生の研究の質が問われるので、学生充足率がわずかに低くなっている。現在、台湾南台科学技術大学の教員を博士後期課程に受け入れている。海外交流大学からの教員の大学院受け入れ方法も検討されなければならない問題である。今後、これまで以上に学生数を確保するため、国内外に本研究科のキリキュラムの内容を広く紹介する必要がある。

(3) 教育課程

(一) 研究科の教育課程

a. 教育課程と理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

〔現状の説明〕

本研究科は修業年限2年の「博士前期課程」と修業年限3年の「博士後期課程」を有している。

教科目はセメスター制（春季・秋季）により構成されており、春季セメスターは4月～9月（15週）、秋季セメスターは10月～3月（15週）である。

各教科目はセメスター内で完結し、各セメスターとも昼間（9：00～17：30）・夜間（18：00～21：30）を通じて開講している。

「博士前期課程」は、1)政策とその実施、2)言語文化交流、3)地域研究、4)保健・衛生環境の4分野にわたる諸問題を歴史的、実践的に研究・教育する目的から、国際開発専攻・修士課程（開発学）と国際文化交流専攻・修士課程（学術）の二つの専門課程より構成されている。

「博士後期課程」には、開発問題専攻（学術博士）を置き、開発途上国の経済的、社会的発展のための国際協力に関する専門職としての人材育成を目指している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

「博士前期課程」の“国際開発専攻”と“国際文化交流”のカリキュラムの特徴は、以下の通りである。

- 1) わが国の開発援助に関わる大きな課題として、効率的な経済援助を行なうために必要な社会科学的分析能力や、人文科学的発想の観点からも対象となる地域に対する深い理解が不可欠である。このことから、本研究科は、開発をめぐる諸問題をその根底から理解するために、開発途上国を具体的に、現実に即して、ありのまま、かつ全面的に把握することを、教育・研究の主要な目的の一つとし、それをカリキュラムに反映させている。
- 2) 開発途上国で現実に生起している開発に関する諸問題は、各地域の固有の価値観、伝統的規範、生活様式、固有技術・技能などと、近代的なそれらとの相克として、しばしば現われている。これら諸問題の構造と性格を把握するため、本研究科では、社会科学部の政治、法律、経済、経営、地域研究の各分野、保健学部の医療、保健、環境の各分野、外国語学部の言語、文化、地域研究の各分野を国際協力というテーマの基に集約総合し、開発途上国の社会システムと文化構造に関わる諸側面を、長期的かつ歴史的パースペクティブで分析・考察できるようにカリキュラムを配慮している。
- 3) 国際開発領域の人材養成を図る上で必要とされる教育内容については、多岐にわたっているため、一定の要件に基づいて学習を進める必要がある。本研究科のカリキュラム等の編成に当たっては、各々の学生の学部教育における学問的基盤、海外における国際協力または企業等における実務経験の違い等に対応するため、就学の目的に応じて多様な教育内容の選択が可能となるように授業科目を配置し、研究指導についても工夫を行なっている。

“国際開発専攻”の教育目的は、開発途上国の自立的・内在的発展に資するための国際開発および国際協力の方法や施策の研究並びに教育を通じて、政治、経済、経営、法律、保健、環境その他の諸領域にわたって、開発と国際協力に関連する諸問題を教育、指導し、これらの分野で活躍できる人材を育成することである。以下にそのための教育内容を示す。

国際協力をより有効に推進するためには、政治・外交・経済関係のみばかりでなく、相互の文化的特質や言語などの諸側面についての研究と理解が不可欠である。国際関係や国際協力が物的交流に偏重するならば、その成果は自ずから限界があるばかりでなく、ややもすれば摩擦すら生じかねない。真に国際交流を進めるためには、交流国の社会、文化、生活様式、風俗習慣、思想信仰およびそれらの表象である言語に対する相互理解の上に立った交流が前提でなければならない。このような観点に立脚して、“国際文化交流専攻”では言語文化研究、文化交流研究、日本研究の諸科目の教育・研究を通して、国際文化交流に必要な理解を深め、国際協力を携わる人材の育成を教育目的としている。

「博士後期課程」の“開発問題専攻”のカリキュラムは、本研究科設置の目的を達成するために、開発に関する学生のキャリアを最大限に活かしつつ、その力量を学問的に発揮させることに主眼をおいている。また一方で博士後期課程としての教育水準を確保するために教育研究分野と地域を絞り込んで、萌芽的なこの分野での専門の研究者を育成して、わが国の開発研究の発展と充実を目指している。

“開発問題専攻”の教育内容は、博士前期課程の教育内容を踏襲しつつ、研究指導分野を1) 政治・経済、2) 諸地域の思想的特質、3) 地域開発・協力の3分野に統合再編し、既存の学問分野を基本的に包含した形で構成した。

本研究科は博士前期課程・後期課程を通してマン・ツウ・マンの教育の方法を実施しており、少人数教育としての成果をあげている。この教育方針は今後も続けられる。

〔将来への改善・改革に向けた方策〕

これまでの志願者および入学者の専攻領域から見て、国際関係、発展途上国開発、経営、人材開発、保健・医療関係、日本語教育に関連した科目を中心として、社会のニーズに応じたカリキュラムに適宜編成替えする必要がある。また近年、各学部からの進学も増えており、学部のカリキュラムとの連携も重要となる。本研究科の発展のためには、本学全体における本研究科の位置付けを明確にする必要がある。

これまで数回にわたって改革を実施しており、また三鷹キャンパスでの夜間・土曜日開講に際して大幅な改革を行なっているので、当面大きな改革は考えていない。

b. 教育指導並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

〔現状の説明〕

「前期博士課程」の教育は講義と事例研究により実施される。学生は必ず指導教授の下で教育・研究指導を受け、教授の指導により研究計画書を作成し教務委員会に提出する。

事例研究Ⅰは、通常の大学院における演習に該当し、指導教授による修士論文の研究・指導が行なわれる。この指導は、研究指導の資格を有する教員によってのみ実施される。研究指導は、第1 Semester次から始まっているが、時間割の上では、第3・第4 Semester次において履修登録することになっている。

修士論文のように体系的な研究に至らない場合には、指導教授の判断により、リサーチ・ペーパーとして修士論文の代替とすることが認められており、これまでに複数のリサーチ・ペーパーによる修士が誕生している。

事例研究Ⅱは、国内の関連研究・教育機関、企業、あるいは外国での同様の組織で教育・研究研修などを行なった学生に対して、事例研究Ⅱとして単位を認めるもので、本研究科の特色の1つである。単位は当初4単位であったが、短期間の研修などの申請に対応するために、2単位とし、2回まで履修ができるように改正した。

また、ワシントンの国際問題研究所に於ける長期間、短期間の研究・教育を、本研究科の教育・研究の一部としてカリキュラムに取り入れている。履修者は事例研究Ⅱの単位を取得できる。

「後期博士課程」の学生は第1 Semester次開始時点で指導教授の指導により、履修計画を策定し、提出する。研究指導は複数の教員（複数指導制）によって行なわれ、一定の研究能力を持っていることが確認された後、博士論文の作成に着手する。学生は論文作成の進捗状況を在学期間中に少なくとも2回、指導教員（複数）に対して報告し、さらに論文審査の前に公開の席で学会発表と同様の方式により発表を行なう。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

指導教授の決定については、入学試験の時点で希望する指導教授を登録する。特に希望がない場合、あるいは決定できない場合には、入学願書を提出する際に提出する研究計画書、および面接での質問事項に基づいて、教務委員会が決定し入学直後のオリエンテーシ

ョンで学生に提示する。但しこれはあくまでも案であり、学生はその指導教授の指導を受けた後に決定する。もし不都合が生じた場合には、教務委員会にその旨を伝え、希望の指導教授を申し出て決定する。入学後の教育・研究の過程で、研究テーマの変更、あるいはそれに伴う指導教授の変更については、第2 Semester 修了後、第3 Semesterの開始時点において、教務委員会に変更願いを提出する。但し変更は原則として1回である。

〔将来への改善・改革に向けた方策〕

講義科目については、同一教員の科目の履修は1回に制限されていたが、教育・研究の効果を考慮して、平成13年の入学者から、講義科目をA・Bとし、同一教員の講義科目を2 Semesterまで履修できるように改正した。但しA・Bの科目は、それぞれ当該 Semesterで完結するものであり、A・Bの科目はそれぞれ別個の内容でなければならない。

事例研究Iは、短期修了を考慮して、平成13年度の入学者から時間割の上でも、第1 Semester次より履修登録し、単位数は8単位とすることに改正した。

また教育・研究指導をより効果的なものとする目的から、平成13年度の学生から、副指導教授制を導入して、事例研究IIとした。選択制で、2回、4単位まで履修できる。同一の教員の事例研究を2回履修することでも、異なる2名の指導教員の事例研究を2つ履修することでもよい。履修には主たる指導教授、および副指導教授の許可を必要とする。これに伴いこれまでの事例研究IIを事例研究IIIに変更した。

c. 社会人、外国人留学生に対する教育課程、教育研究指導上の配慮

〔現状の説明〕

社会人、外国人留学生を受け入れるにあたって、固有の問題点がある。前者は、通学、学習時間、後者は、日本語能力である。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

以上の現状に対応するために以下の方策を実施している。昼夜開講に加えて、通学がより便利になるように三鷹キャンパスでの開講を実施している。また、希望する講座が受講できない場合は、担当者と相談して開講日、開講時間の調整を行っている。三鷹キャンパスには、研究指導に十分な図書が整っていないことが、問題点としてあげられる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

社会人の問題点は、通学、学習時間が限られていることにある。外国人留学生の問題点は、日本語能力の問題にある。そこで外国人留学生のために論文作成を前提とする日本語教育講座を設け、留学生の日本語力の充実に配慮している。社会人入試の場合、入試科目に英語を課していないことから、社会人学生の英語力が十分でないとの指摘もあり、指導の改善が求められている。

d. 教育研究指導上の効果を測定するための方法

〔現状の説明〕

「博士前期課程」の修了要件は、4 Semester（2年間）在籍し、所定の単位30単位以上

を履修することである。修了には修士論文の審査および最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。修士論文の審査は、主査および2名の副査で構成される修士論文審査委員会によって行なわれる。

また、「博士後期課程」の修了要件は、6セメスター以上在学し、20単位以上を取得して、学位請求論文を提出し、その審査および最終試験に合格しなければならない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

修士論文はリサーチ・ペーパーにより代替することができる。但し通常の4セメスター在籍して教育・研究を行って、修士論文を完成した学生の水準、またはそれ以上の水準に達していると指導教授が認めた学生は、第2セメスター次または第3セメスター次で修了することができる。

短期修了の場合には、指導教授の推薦があり、予備審査委員会の審査を経た後、研究委員会の審議・承認を必要とする。平成13年3月に、第3セメスター次による最初の短期修了者が生まれた。

博士後期課程で特に優れた研究業績をあげた者は、大学院設置基準第17条に定める教育方法の特例によって、少なくとも第2セメスター次をもって在学期間を修了することができる。この場合当該学生は強い研究意思と特に優れた研究能力を持ち、かつ修了に必要なすべての要件を満たすことのできる者でなければならない。平成11年9月、4セメスターでの短期修了者が出ている。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今後、特例による短期修了、およびリサーチペーパーによる修了認定の組み合わせによる社会人教育を積極的に推進したい。

e. 国内外の大学院等との単位互換性の実施とその適性

〔現状の説明〕

現時点では、実施していない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これまで事例研究Ⅱを利用して、海外の大学、教育機関で調査研究を行った学生がいる。今後、杏林大学の交流大学の開講講座が論文執筆の一助となる場合は、単位互換を実施することが相互の大学で議論されてもよい。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

特に中国、台湾、韓国、ペルーの交流大学の講座は、学生の研究テーマによっては、単位互換性の実施が可能になると考えられる。より積極的に議論されるべき課題である。また交流大学以外でも、指導に適した教員がいる場合には、しかるべき手続きを経ることで、指導を依頼することも可能であろう。

f. 修士・博士のそれぞれの学位の授与状況と学位授与方針・基準の適性

〔現状の説明〕

博士前期課程、博士後期課程の学生とも、課程修了要件を満たした後、学位請求論文を提出し、最終試験（口答試問）に合格すれば、それぞれ修士、博士の学位が授与される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これまでに博士前期課程の国際開発専攻で95名、国際文化交流専攻で124名に学位（修士）が、また博士後期課程の開発問題専攻で3名に学位（博士）が授与された（別表5）。

別表5 大学院国際協力研究科 学位記授与者数

(1995年3月－2001年3月)

| 課 程 | | 博士前期（修士）課程 | | 博士後期(博士)課程 | 論文博士 |
|--------------|----|------------|--------|------------|------|
| 年月／専攻名 | | 国際開発 | 国際文化交流 | 開発問題 | |
| 1995年（平成7年） | 3月 | 5名 | 10名 | — | |
| 1995年（平成7年） | 9月 | 5名 | 7名 | — | |
| 1996年（平成8年） | 3月 | 12名 | 18名 | — | |
| 1996年（平成8年） | 9月 | 10名 | 3名 | — | |
| 1997年（平成9年） | 3月 | 18名 | 18名 | — | |
| 1997年（平成9年） | 9月 | 3名 | 10名 | — | |
| 1998年（平成10年） | 3月 | 9名 | 13名 | 0名 | |
| 1998年（平成10年） | 9月 | 5名 | 6名 | 1名 | |
| 1999年（平成11年） | 3月 | 10名 | 14名 | 1名 | |
| 1999年（平成11年） | 9月 | 3名 | 5名 | 1名 | |
| 2000年（平成12年） | 3月 | 11名 | 15名 | 0名 | |
| 2000年（平成12年） | 9月 | 4名 | 5名 | 0名 | |
| 2001年（平成13年） | 3月 | 14名 | 17名 | 0名 | 1名 |
| 合 計 | | 109名 | 141名 | 3名 | 1名 |

平成10年9月に最初の課程博士（7セメスター）が生まれ、これまでに1名の論文博士を含む4名が博士を授与された。

教育・研究指導では、博士論文としての研究水準維持に十分に配慮しており、論文提出までに学生は複数の指導教授の指導を受け、関係者（外部の専門家が参加した例もある）が参加した中間報告をそれぞれ2回程度実施し、また論文審査の前には学会形式による公開報告会を開催している。4セメスターの短期修了者の博士論文は『大東亜共栄圏と日本語』（平成11年、勁草書房）として出版され、数篇のレビューが書かれ評価を得ている。

博士課程を開設してから6年間に、3名の課程博士と1名の論文博士が生まれたことは、本研究科の教育・研究水準の高さを示すものとして評価してよい。

なお単位取得による満期退学者数は2名で、退学後も論文の完成に努力している。

交流校である台湾の南台科学技術大学からは博士論文作成のため2名の教員が派遣されて在学している。また台湾の日台交流協会に日本語専門家として派遣されている博士課程在籍者もあり、現地において資料を収集し、博士論文を作成している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

数は多くないが、指導教授の努力により、これまでに数編の修士論文の一部が公刊されている。学生の研究意欲を刺激する上でも、全文でなくても、その概要あるいは一部分を公表する紀要の刊行が必要である。予算化して是非実現したい。

時間的余裕の少ない社会人、留学生に対しては、課程の短期修了による学位取得を促す。

(二) 教職課程

〔現状の説明〕

中学校・高等学校教諭一種免許状をすでに取得している者は、本研究科の博士前期課程を修了し、所定の単位を修得した場合には、社会科系科目および英語・中国語の『中学校・高等学校教諭専修免許状』が授与される。取得できる免許状の種類は別表6の通りである。

別表6 大学院教職課程の履修によって取得できる教育職員免許状の種類

| 専攻 | コース | 免許状の種類 | 免許 |
|----------|----------|---------------------------|------------|
| 国際開発専攻 | 社会・公民コース | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 社会 公民 |
| | 商業コース | 高等学校教諭専修免許状 | 商業 |
| 国際文化交流専攻 | 英語コース | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 英語 英語 |
| | 中国語コース | 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 | 中国語 中国語 |

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これまでの履修者の内訳は別表7の通りである。近年、高等学校の教員に自己啓発、専門知識の再教育の必要性が教育委員会から提起されている。現在、在籍している高等学校の教員は、その呼びかけに応じたものである。しかし社会人学生と同様、週1日の通学が限度である点が問題である。

別表7 教職課程履修者一覧 2001.3現在

| | 人数 |
|---------------------------------|----|
| 中学校教諭専修免許「社会」 高等学校教諭専修免許「公民」 | 5 |
| 高等学校教諭専修免許「商業」 | 1 |
| 中・高等学校教諭専修免許「英語」 | 11 |
| 中・高等学校教諭専修免許「中国語」 | 2 |
| | 19 |

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

社会人学生と同様に、教員の在学生の受講に十分配慮する必要がある。今後、学部の教職カリキュラムと連動しつつ、大学院入学後にはじめて教職を目指す学生に対しても、適切な指導が求められる。

(三) 生涯学習

〔現状の説明〕

公開講座等の生涯教育を独自で実施してはいない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

海外からの訪問研究者が来訪し、講演を依頼する場合、学内の研究機関と共催という形式で、一般市民を対象とする講演会を実施する場合もある。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

聴講制度等は、生涯教育の観点から今後重要な位置付けがされる可能性がある。そのためにも三鷹キャンパスでの講座開講は、将来、生涯教育を実施する場合、有効となろう。現時点では、積極的に議論されている訳ではない。

(4) 教員組織

a. 研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における教員組織の適切性・妥当性

〔現状の説明〕

本研究科の専任教員は、本学社会科学部、外国語学部、保健学部、医学部の専任教員のなかより、本研究科の設立目的に合致する教員を主体として構成されている。本研究科の非常勤教員には、外交官（大使）、防衛庁の研究機関、アジア経済研究所、日本貿易振興会、日本放送協会世論調査所、新聞・通信社などに勤務した実務経験者、海外での研究・調査に従事した経験を持つ教員、また日本語審議委員をはじめ、海外で長期間にわたる教育歴を持つ日本語教育関係者、さらにJICA、日本交流基金などの実務経験を有する者が多く、本研究科の重要な科目を担当している。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

多くの教員が博士の学位を取得しているか、自己の専門領域での研究書を出版している専門家であり、また大学の関係者でない実務者の場合でも、それぞれの領域での専門業務の経験を長年にわたって積み重ねてきている。この点で本研究科の理念・目的を十分に実現していると評価できる。

〔点検・評価〕

本研究科の教員に実務経験者が多いことは、本研究科の設立目的に合致する人事として高く評価できる。本学社会科学部には設立当初より多数の実務経験を有する教員がおり、また外国語学部には外国での日本語教育に従事した教員が多く、それぞれ本研究科の中核的存在として活動している。学生からも、貴重な実務体験を身近に聞く機会が得られる、と高く評価されている。

学生の研究対象は広範囲にわたっているが、個々の学生の研究対象に合致する専門家がない場合でも、関連科目が十分に整っているので指導が行なえる。このような特色を持

つ大学院は類がない。特に医療・保健関係の科目が設置されている大学院は他にない。JICAなどで活動することを希望する学生はもとより、自衛官のなかでPKOに参加した者は、そうした特色あるカリキュラムの履修者である。

〔将来への改善と改革への方策〕

現在の非常勤講師の数を徐々に減らし、博士の学位を保有している専任の教員のみによる教育・研究指導体制を整えることが望ましい。そのためには、学部を含めて本研究科の中堅・若手教員の教育・研究への積極性と、それに対する本研究科の配慮・支援が必要である。

b. 教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

〔現状の説明〕

毎月第3週水曜日に開催される研究科委員会が教員間における連絡調整の機能を果たしている。なお専任教員の所属は各学部であり、研究科の専任教員はいない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

研究科委員会の上部機関として研究科運営委員会があり、研究科委員会でとりあげる議題を事前に調整している。なお研究科委員会は、下部組織として教務部、学生部、教職、入試、編集等の委員会で構成され、各委員会が提出する議題を協議し、最終決定している。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

複合学部によって構成された研究科であるため、教育上の意見のくい違い等の問題が教員間の意識のずれに起因する場合があるので、これを防ぐ措置が求められる。そのため各委員会の構成メンバーは、均等に各学部の教員に割り当てられている。

c. 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

〔現状の説明〕

実験・実習を伴う教育は、研究科の性格上、行っていない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

本研究科の場合、外国語教育が重要視されている。そのため、留学生には日本語を、日本人学生には英語、中国語の講座を配置し、さらに学生の語学力に配慮し、学部の講座を受講させる場合もある。学部の講座は、本研究科の補完的役割を果たしているので利用が可能であり、学習効果が認められる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

人的補助について言えば、留学生の論文作成時に日本語指導が必要になる。現時点では、特別な措置がとられていないが、留学生からの要望はあるので、検討すべき課題である。

d. 教員の募集、任免、昇格に関する基準・手続きの内容とその運用状況

〔現状の説明〕

教員の採用に当たっては、大学院設置基準第9条の規定を厳格に遵守して、博士前期課程および博士後期課程の教員のいずれにおいても、研究業績を欠く教員は採用していない。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

教員の補充は博士課程創設の際を中心に、数回にわたり行われているが、教員組織の計画的整備については、これまであまり円滑に実施されているとはいえない。創設時の教員が徐々に定年を迎えている現在、大学院専任の教員の数が増加することが望ましいが、現状では補充はかなり難しい。特に開設後、数人の専任教員が死去したり定年退職したが、その後任が必ずしも円滑に補充されておらず、非常勤講師という形で補充されているにすぎない。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

前任者の教育・研究テーマに適應できる専任教員の早期採用が望まれる。

e. 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

〔現状の説明〕

本研究科としては、教員の研究活動についての評価は行っていないが、教員の教育・研究活動を奨励するため、プロジェクト研究費と、その研究成果を出版するための出版奨励金制度が設けられている。

プロジェクト研究費は、八王子キャンパスの3学部2研究科の各学部長および研究科長の合議により指名された5名以上10名以内の審査員により、研究の採否および研究費のランク付けが行われ、学部長会議の議を経て承認される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

プロジェクト研究費により共同研究の活発化、海外での調査実施が容易となり、これまでに保健学関係を除いて、43件のプロジェクト研究が実施され、出版奨励により18冊が出版されている。学際的な研究として高い水準の成果をあげていると評価できる。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

教員の教育、研究活動を活性化するために、数年毎に各専任教員の業績を点検・評価することが必要である。

(5) 施設・設備等

a. 研究科の教育研究目的を実現するための施設、設備等諸条件の設備状況

〔現状の説明〕

博士前期課程、後期課程とも大学院専用の教室を持っていないため、主として八王子キャンパスの社会科学部研究棟の一部、社会科学部および外国語学部の教室を共用している。

三鷹キャンパスでの授業は、看護専門学校校舎の4階を本研究科専用の施設として使用している。またワシントンの国際問題研究所は、本研究科大学院生の北米における研究拠点となっている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

社会科学部研究棟の一部に、演習室、学生の研究室、資料室、外電受信室を設置し、教室は社会科学部および外国語学部の教室を共用している。一部の授業は教員の研究室で実施されている。

本研究科では、世界のニュースなどを教材に、また刻々と変化する国際情勢について活きた研究ができるように、外電受信室と資料室を設置した。資料室には海外、特にアジア諸国の新聞22種、国内新聞2種、および同マイクロ・フィルムが多数収集されている。外電受信室では、時事通信社の国内・国外ニュース、RPニュース、フランスのAFPのニュースを24時間受信している。インターネットでは得られない貴重なニュースが毎日受信できる。

三鷹キャンパスには、教員の談話室のほか、学生の談話室2室（禁煙室と喫煙室）を設け、学生研究室には研究用デスク、コンピュータ、コピー機が設置され、各個人用のメールアドレス（学内LAN）を用意している。

ワシントンの国際問題研究所には、酒向教授（ジョーンズ・ホプキンス大学客員教授）が常時専任で駐在している。学生は教授指導のもとで、国際政治、軍事、経済の各分野の研究課題について、米国議会、ホワイトハウス、国務省、国防総省、財務省、商務省などの政府関係者などに対するインタビュー、議会・行政府主催の公聴会への出席、各種出版物の分析などの調査研究を実施することができる。長期滞在、短期滞在のいずれかによって事例研究Ⅱの単位を取得できる。これまでに、1名の学生が長期滞在して、修士論文を作成した。その他数名が短期滞在して研究・調査を実施し、酒向教授の指導を受けた。平成12年5月に社会科学部が学部学生を対象として、カナダでの語学研修と同研究所での研修を結び付けた海外研修を実施した。平成13年5月の第2回研修には、米国での研修を主体として大学院学生も参加している。これまでの研究テーマは以下の通りである。

- 1) 国連が抱える諸問題の調査。
- 2) 米国内における環境保護活動を中心とするシンクタンク調査。
- 3) 日本国内で収集困難な資料の収集および日本国内で研修困難な事項の習得。

〔将来への改善と改革への方策〕

八王子キャンパス、三鷹キャンパスのどちらも、学部などから借用した仮住居なので、独立した本研究科の専用施設を持つことが当面の最大の課題である。独立した図書館の建設も、緊急な課題である。

(6) 学生生活への配慮

〔現状の説明〕

企業などに在職中の学生が、勤務先などの都合により休学する場合には、授業料などを徴収しない授業料の免除制度がある。但し免除制度適用の休学期間は、2セメスター（1

年)を越えることはできない(大学院学則第43条第3項および第4項)。

また学業成績が特に優れ、他の学生の範となる者に対して、当該年度の授業料の半額に相当する奨学金を支給する杏林大学大学院特待生制度もある。

その他、学内外の奨学金制度は以下の通りである。

1) 杏林大学大学院奨学金

経済的理由により修学が困難な者に対して、月額2万円を給付する。但し返済義務はない。

2) 日本育英会奨学金

学業成績、経済的事情を審査の上、日本育英会大学院研究科学生に対する奨学金制度の奨学生として推薦する。

3) 外国人留学生に対する奨学金など

外国人留学生に対しては、学業成績および経済的事情を審査の上、(財)日本国際教育協会の学習奨励費などに推薦する。

学生の健康管理としては、4月に定期健康診断を実施している。実施科目は内科、胸部間接撮影、身体測定等である。また入学者全員に対して、学生教育研究災害障害保険制度への加入手続きをしている。

住居支援としては、学生部が随時、アパート、マンションの紹介、留学生住宅総合補償制度の案内を行っている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

これまでの杏林大学特待生、奨学生ならびに奨学金受給者の実績は別表15の通りである。留学生が増加している現状のなかで、さらに留学生の勉学を支援する奨学制度の設置が望まれる。社会人についても同様である。

別表15 特待生ならびに奨学金受給者

| | | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 |
|---------|-----------|------|------|------|------|------|------|
| 杏林大学特待生 | | 6 | 6 | 4 | 2 | 3 | 3 |
| 杏林大学奨学生 | | 7 | 7 | 17 | 12 | 12 | 12 |
| 日本育英会 | 1種 | 14 | 16 | 11 | 16 | 14 | 14 |
| | 2種(きぼう21) | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 8 |
| 東京都育英会 | | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他の奨学金 | | 2 | 2 | 7 | 17 | 5 | 14 |
| 計 | | 34 | 35 | 39 | 48 | 37 | 51 |

〔将来の改善と改革への方策〕

奨学金制度を拡充して、学生の経済的負担を軽減し、教育・研究に専念できるように配慮したい。また修了後の就職、転職などに配慮できるような体制を整えたい。キャリアサポートセンターの指導も当然必要となろう。

(7) 管理・運営

a. 研究科の教学上の管理運営組織とその活動内容

〔現状の説明〕

本研究科は、本研究科委員全員から構成される国際協力研究科委員会によって、管理・運営される。1ヵ月に一度委員会が開催される。研究科委員会の審議事項は、教育及び研究、教員人事、学位の授与、入試などに関する事項である。国際協力研究科委員会運営委員会は、事前に研究科委員会に提出する審査事項を策定する機能を持つ。その他に教務委員会、学生委員会、教職委員会、出版委員会、入試作業委員会がある。

〔点検と評価〕

既存の大学院とは異なる設立理念・目的に基づく研究科であるところから、運営方法についても、執行部間、また執行部とスタッフ間の緊密なコミュニケーションが強く求められる。このため執行部として、国際開発と文化交流から各2名の教授（本学理事）からなる運営委員会が設置されたが、平成9年12月より本研究科の教務委員長と学生委員長が加わり、管理・運営が円滑に実施されるようになった。

〔将来への改善と改革への方策〕

複数学部のスタッフを中心に構成されているので、ともすると、各学部の利益を代弁する傾向が避けられない。学際的研究・教育を目指す大学院であるからこそ、垣根を取り払い、敷居を低くしておくことが可能である。これまでそのように努力してきたが、三鷹キャンパスでの開講を契機に、その方向への発展に一層の努力を傾ける必要がある。

(8) 自己点検・評価の組織体制

a. 自己点検・評価を恒常的に行うための制度

〔現状の説明〕

本研究科の自己評価委員は、社会科学部3名、外国語学部2名、保健学部1名によって構成されている。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

自己評価委員会の構成員は、運営委員会と同一メンバーであることから、日常の諸問題についての的確な判断を下すことができる。また各専攻分野の教員と接点を持つため、意見を集約できる立場にいる点も有利である。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

現在の体制で、自己点検・評価は適宜、実施可能なため組織改革の予定はない。

b. 将来の発展に向けた改善・改革を行うためのシステム

〔現状の説明〕

自己点検・評価の結果は、研究科委員会ならびにその他の各種委員会において、改善策が検討される。

〔点検・評価〕〔長所と問題点〕

ここ数年「杏林大学の現況」に現状報告がなされているものの、将来のか改善・改革に向けた方策は示されて来なかった。

〔将来の改善・改革に向けた方策〕

今回の相互評価を通じて指摘された各項目の問題点を、研究科委員会、その他の委員会で継続的に討議し、「将来の改善・改革に向けた方策」のうち可能なものから実行に移したい。